

株式会社 鳥貴族ホールディングス

第35期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年10月27日（水）午前10時
午前9時00分 受付開始

開催場所

ホテル エルセラーン大阪
5階 エルセラーンホール
大阪市北区堂島一丁目5番25号
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

目 次

第35期 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
【提供書面】	
事業報告	15
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告	43

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場へのご来場は極力お控えいただき郵送による事前の議決権行使にご協力ください。

当日は会場の座席数を例年より大幅に削減し、入場制限を行います。

また、総会当日までの状況変化により、会場を当社会議室等に変更する可能性もございます。変更した場合、速やかに当社ウェブサイト<https://www.torikizoku.co.jp/company/>等にてお知らせいたします。

TORIKIZOKU_∞

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は298円（税抜）均一の感動をコンセプトに、低価格・高価値なサービスを提供する「焼鳥屋 鳥貴族」を展開してまいりました。

そして、2021年8月には、新たにチキンバーガー専門店のTORIKI BURGERを東京・大井町にオープンしました。TORIKI BURGERもまた、「焼鳥屋 鳥貴族」のDNAを受け継ぎ、「国産食材100%※」「利用しやすいリーズナブルな価格」で展開してまいります。

今後も「焼鳥屋 鳥貴族」や「TORIKI BURGER」、新たな業態での様々な活動を通じて、お客さまに感動を届けることで、世の中を明るくしていくことを実践し、社会に貢献する永遠の会社を目指してまいります。

※加工食品は、法令に基づき、最終加工国が日本となっているものを「国産」として取り扱っており、加工する際に使用する食品原料には外国産も含まれております。



代表取締役社長 大倉 忠 司

下記URL及びQRコードにて決算関連資料の閲覧、株主総会の事前質問を受け付けております。

<決算関連資料>

<https://www.torikizoku.co.jp/company/ir/>



<株主総会の事前質問受付>

<https://forms.gle/nbQXsLhZ2bYXqBAR6>



※「QRコード」は㈱デンソーウェブの登録商標です。

TORIKI BURGER

2021年8月 東京・大井町に第1号店をオープン！



<モーニングメニュー>



<デイメニュー>



鳥貴族

「鳥貴族のこだわり」

298円（税抜き）均一の感動

高品質の焼き鳥、元気でホスピタリティあふれる接客、木の温もりを感じる非日常空間。

298円（税抜き）均一の低価格で、高価値なサービスを提供し、お客様に感動してもらえるよう、精一杯おもてなしをすることが鳥貴族のコンセプトです。

国産鶏肉使用



お店で一本一本串うち



手作りのタレ



元気でホスピタリティあふれるサービス



木の温もりを感じる非日常空間



証券コード 3193
2021年10月8日

株 主 各 位

大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
株式会社 鳥貴族ホールディングス
代表取締役社長 大 倉 忠 司

第35期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から会場へのご来場は極力お控えいただき、郵送による事前の議決権行使にご協力ください。

郵送での議決権行使の場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年10月26日（火曜日）午後6時まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月27日（水曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 **大阪市北区堂島一丁目5番25号**
ホテル エルセラーン大阪 5階 エルセラーンホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。

あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.torikizoku.co.jp/company/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面に記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年10月27日（水曜日）
午前10時
（受付開始時刻は午前9時予定）



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年10月26日（火曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当
1	大倉 忠司 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長
2	青木 繁則 <input type="checkbox"/> 再任	常務取締役 経営管理部・総務部・購買部管掌
3	道下 聡 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 兼 経営企画室室長 経営企画室担当
4	山下 陽 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 兼 理念推進室室長 理念推進室・人財部担当
5	清宮 俊之 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役
6	佐々木 節夫 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おおくらただし 大倉忠司 (1960年2月4日生) 再任	1982年11月 やきとり道場入社 1986年9月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2021年2月 株式会社鳥貴族 取締役会長(現任) 2021年8月 株式会社TORIKI BURGER 取締役会長(現任) ----- (重要な兼職の状況) 株式会社鳥貴族 取締役会長 株式会社TORIKI BURGER 取締役会長	2,720,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>大倉忠司氏は当社において、設立以来代表取締役として経営の指揮を執り、当社経営の中核である企業理念の提唱・浸透をはじめ経営全般においてリーダーシップを発揮し企業価値の向上に貢献しております。企業経営者としての豊富な経験・実績とともに優れた見識を有することから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	あおきしげのり 青木繁則 (1965年1月9日生) 再任	1987年4月 当社入社 1989年5月 当社 取締役商品開発本部長 2009年8月 当社 常務取締役開発部部長 2012年11月 当社 常務取締役商品部部長 2017年8月 当社 常務取締役(現任) <現在の管掌・担当> 経営管理部・総務部・購買部管掌	100,785株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>青木繁則氏は当社において、長年に亘り商品部門の責任者を務め、商品価値の向上においてリーダーシップを発揮してきました。その豊富な経験・実績とともに優れた見識を有することから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	みちした さとし 道下 聡 (1977年1月14日生) 再任	2004年4月 税理士法人廣木会計社入社 2007年7月 当社入社 2010年8月 当社 管理部部长兼管理課課長 2010年12月 当社 取締役管理部部长 2016年8月 当社 取締役経営企画室室長(現任) <現在の管掌・担当> 経営企画室担当	51,256株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>道下聡氏は当社において、管理部門の責任者を務め、危機管理・中期経営計画の策定等においてリーダーシップを発揮してきました。その豊富な経験・実績とともに優れた見識を有することから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	やました あきら 山下 陽 (1976年9月13日生) 再任	2000年4月 当社入社 2008年1月 当社 関東エリア統括マネージャー 2010年6月 当社 常勤監査役 2012年10月 当社 取締役人事部部長 2014年8月 当社 取締役営業本部シニアディレクター 2016年8月 当社 取締役 2019年2月 当社 取締役人財本部部長兼理念推進室室長 <現在の管掌・担当> 理念推進室・人財部担当	50,532株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>山下陽氏は当社において、営業・人事部門の責任者を務め、企業理念の浸透とサービス力向上においてリーダーシップを発揮してきました。その豊富な経験・実績とともに優れた見識を有することから、今後の当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5	きよ みや とし ゆき 清 宮 俊 之 (1974年5月16日生) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再 任</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社 外</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独 立</div>	1997年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式 会社 入社 2006年4月 株式会社TSUTAYA STORES HOLDINGS 執行役員人事部長 株式会社CCCキャスティング 取締役 2006年6月 株式会社デジタルスケープ 社外取締役 2012年11月 株式会社力の源カンパニー 取締役COO 2014年1月 株式会社力の源ホールディングス 代表取 締役社長兼COO 株式会社力の源カンパニー 代表取締役社 長 株式会社力の源パートナーズ 取締役 株式会社AKB 代表取締役社長 2014年11月 株式会社力の源グローバルホールディング ス 代表取締役社長 2019年4月 ランプ株式会社設立 代表取締役CEO (現 任) 2019年7月 株式会社リカバリー 社外取締役 (現任) 2019年8月 株式会社俺カンパニー 社外取締役 2019年10月 当社 取締役 (現任) 2020年7月 株式会社挽肉と米 代表取締役 (現任) 2020年11月 株式会社おいしいプロモーション (現オイ シーズ株式会社) 代表取締役社長 (現 任) 2020年11月 株式会社UNAKEN設立 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) ランプ株式会社 代表取締役CEO 株式会社リカバリー 社外取締役 株式会社挽肉と米 代表取締役 オイシーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社UNAKEN 代表取締役社長	617株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 清宮俊之氏は、株式会社力の源ホールディングスなどにおいて要職を歴任し、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営や外食産業に関する国内外での豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	佐々木 節夫 (1955年4月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独 立</div>	1981年3月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）入社 2000年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 取締役 2006年4月 同社 常務取締役ICT営業本部長 2008年4月 同社 専務取締役ICT事業統括本部長 2012年4月 同社代表取締役 京セラ株式会社執行役員 2016年3月 Sectage合同会社設立 代表社員（現任） 2017年3月 株式会社レッグス 取締役 2019年10月 当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） Sectage合同会社 代表社員	494株
<p>（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）</p> <p>佐々木節夫氏は、京セラコミュニケーションシステム株式会社や京セラ株式会社において要職を歴任し、アマバ経営をはじめとする企業経営に関する豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清宮俊之氏及び佐々木節夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 清宮俊之氏及び佐々木節夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、清宮俊之氏及び佐々木節夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、清宮俊之氏及び佐々木節夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 清宮俊之氏は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社およびそのグループ会社（*1）並びに株式会社力の源ホールディングスおよびそのグループ会社（*2）の業務執行者でありましたが、当社と各会社との間には取引関係はありません。また当社と同氏の重要な兼職先との間には取引関係はありません。

ん。

(*1) グループ会社とは、株式会社TSUTAYA STORES HOLDINGSおよび株式会社CCCコンサルティングを指します。

(*2) グループ会社とは、株式会社力の源カンパニー、株式会社力の源パートナーズ、株式会社AKB、株式会社力の源グローバルホールディングスを指します。

佐々木節夫氏は、過去に京セラコミュニケーションシステム株式会社の業務執行者であり、当社は同社に対しアメーバ経営に関するコンサルティング業務を委託しておりますが、その取引額は双方において年間の売上高の2%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。また当社と同氏の重要な兼職先との間には取引関係はありません。

7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。
8. 「所有する当社の株式数」については、2021年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

第2号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	原 田 雅 彦 <input type="checkbox"/> 再 任	常勤監査役
2	石 井 義 人 <input type="checkbox"/> 再 任 <input type="checkbox"/> 社 外 <input type="checkbox"/> 独 立	監査役
3	疋 田 実 <input type="checkbox"/> 再 任 <input type="checkbox"/> 社 外 <input type="checkbox"/> 独 立	監査役

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ほらだまさひこ 原田雅彦 (1953年10月16日生) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2007年8月 株式会社ペッパーフードサービス入社 2011年2月 株式会社ホックウ入社 2012年1月 当社入社 2012年4月 当社 常勤監査役(現任) 2021年2月 株式会社鳥貴族 監査役(現任) 2021年8月 株式会社TORIKI BURGER 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社鳥貴族 監査役 株式会社TORIKI BURGER 監査役	4,477株
<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>原田雅彦氏は、フードビジネスにおける経験が豊富なほか、中小企業診断士としての企業経営に関する知見も有しており、その知識と経験に基づき幅広い分野で実効性の高い監査を中立的・客観的な視点から行っております。今後も経営の健全性確保に資する監査を確保するため、当社の監査体制に必要な人材と判断し、引き続き監査役候補者いたしました。</p>			
2	いし い よし ひと 石井義人 (1959年4月22日生) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	1994年4月 石井義人法律事務所 代表(現任) 2010年10月 当社 非常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 石井義人法律事務所 代表	一株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>石井義人氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査を行っております。今後も独立した立場からの監査を確保するため、当社の監査体制に必要な人材と判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ひき た み の る 足 田 実 (1957年3月11日生) <input type="checkbox"/> 再 任 <input type="checkbox"/> 社 外 <input type="checkbox"/> 独 立	1994年3月 足田公認会計士事務所 代表 (現任) 2011年10月 当社 非常勤監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 足田公認会計士事務所 代表	一株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>足田氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知見及び企業会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査を行っております。今後も独立した立場からの監査を確保するため、当社の監査体制に必要な人材と判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石井義人氏及び足田実氏は、社外監査役候補者であります。
3. 石井義人氏及び足田実氏は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石井義人氏が11年、足田実氏が10年となります。
4. 当社は、原田雅彦氏、石井義人氏及び足田実氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、石井義人氏及び足田実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。石井義人氏及び足田実氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。
7. 「所有する当社の株式数」については、2021年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

候補者 荒木政俊氏は、社外監査役以外の監査役の補欠として選任をお願いするものであり、また、候補者 平岩雅司氏は、2020年10月21日開催の第34期定時株主総会において補欠監査役に選任されておりますが、その選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、改めて社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	あら き かず とし 俊 荒木政俊 (1976年8月31日生)	1999年4月 当社入社 2005年4月 当社 関西営業グループ・エリアマネージャー 2010年3月 当社 内部監査室室長 2017年5月 当社 監査部部长(現任)	17,927株
(補欠の監査役候補者とした理由) 荒木政俊氏は、当社において、長年にわたり内部監査部門の責任者を務め、豊富な業務経験・実績・見識を有していることから、適切な監査の実施に適任であると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。			
2	ひら いわ まさ し 司 平岩雅司 (1973年6月6日生)	2007年8月 有限責任あずさ監査法人 入所 2013年8月 平岩公認会計士事務所 開設(現任) 2015年3月 監査法人和宏事務所 入所 2017年5月 監査法人和宏事務所 代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 平岩公認会計士事務所 代表 監査法人和宏事務所 代表社員	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 平岩雅司氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的知見及び企業会計に関する高い見識と豊富な経験を有していること、独立した立場からの監査を期待できることから、補欠の社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 荒木政俊氏と当社との間には特別の利害関係はありません。また、当社は平岩雅司氏が代表を務める平岩公認会計士事務所と顧問契約を締結しております。
2. 平岩雅司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 荒木政俊氏及び平岩雅司氏は、監査役に就任した場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。荒木政俊氏及び平岩雅司氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。
 5. 「所有する当社の株式数」については、2021年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の抑制により、景気は急速に悪化し極めて厳しい状況となりました。

外食業界におきましては、2020年4月に出された緊急事態宣言の解除以降、個人消費は回復の兆しもみられていたものの、2020年11月には東京都、大阪府、愛知県では、アルコール提供を行う飲食店への営業時間短縮要請が出され、さらには2021年1月に、緊急事態宣言が再発令されるなど、以降も継続的にまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が都市部を中心に出了されたことを受けて、特に居酒屋業界におきましては、酒類提供自粛要請や営業時間の大幅な制限等により経営環境は厳しいものとなりました。

当社グループにおきましては、2020年4月に出された緊急事態宣言の解除以降、お客様と従業員の安全を第一に感染症対策を徹底しながら店舗運営を再開し、各自治体の自粛要請等が解除されると売上高は徐々に回復したものの、再度、政府及び各自治体からの営業時間短縮要請を受け時短営業を実施し、酒類提供自粛要請が出された地域の店舗においては休業もしくは酒類販売をせずに時短営業を実施しております。これにより、当連結会計年度における既存店売上高は前年同期比58.3%となりました。

なお、当連結会計年度は2店舗の新規出店と16店舗の退店により、当連結会計年度末日における「烏貴族」の店舗数は615店舗となりました。当社グループの直営店は、10店舗退店し383店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための時短営業や休業等が大きく影響し、売上高は15,590,862千円、売上総利益は10,784,704千円、販売費及び一般管理費は15,447,377千円、営業損失は4,662,673千円、経常損失は314,866千円、親会社株主に帰属する当期純損失466,421千円となりました。

なお、当社グループは飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社グループは当連結会計年度より連結決算に移行いたしました。そのため、前連結会計年度において連結計算書類を作成していないことから、対前年同期及び前期末との比較を省略しております。

当社グループは株主の皆様に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、剰余金の配当につきましては、毎期の業績、財政状況を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

しかしながら、2021年7月31日を基準日とする配当につきましては、当期業績等に鑑み、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、主に既存店の改装や機器入替え等を行い、その設備投資総額は103,045千円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、「飲食・宿泊等をはじめとする事業者に対する日本政策投資銀行の支援策強化」を活用し、30億の資金調達を行っております。これにより、既存借入金の返済を行うことで、借入期間を1年延長しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2020年10月21日開催の第34期定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、2021年2月1日付で持株会社体制へ移行し、飲食事業に関して有する権利義務を当社100%出資の子会社「株式会社鳥貴族分割準備会社」に承継いたしました。また同日付で、当社は商号を「株式会社鳥貴族ホールディングス」に、株式会社鳥貴族分割準備会社は「株式会社鳥貴族」に、それぞれ変更いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2018年7月期)	第 33 期 (2019年7月期)	第 34 期 (2020年7月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (2021年7月期)
売 上 高(千円)	—	—	—	15,590,862
経 常 損 失 (△) (千円)	—	—	—	△314,866
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	—	—	—	△466,421
1 株 当 た り (円) 当期純損失 (△)	—	—	—	△40.25
総 資 産 (千円)	—	—	—	16,834,661
純 資 産 (千円)	—	—	—	5,221,145
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	—	—	—	450.58

(注) 1. 第35期より連結計算書類を作成しているため、第34期以前の各数値については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2018年7月期)	第 33 期 (2019年7月期)	第 34 期 (2020年7月期)	第 35 期 (当事業年度) (2021年7月期)
売 上 高(千円)	33,978,027	35,847,691	27,539,624	10,831,252
営 業 収 益(千円)	—	—	—	2,092,667
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	1,613,455	1,145,178	955,706	△692,618
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	662,186	△286,112	△763,329	△580,812
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (円) (△)	57.15	△24.69	△65.88	△50.12
総 資 産 (千円)	18,789,328	17,127,539	19,953,267	13,372,389
純 資 産 (千円)	6,902,801	6,523,623	5,667,259	5,086,447
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	595.71	562.98	489.08	438.96

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 2021年2月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、2021年2月より子会社への経営指導料、不動産転貸料として営業収益を計上しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 鳥 貴 族	10,000千円	100.0%	飲食事業

(注) 当社は、2021年2月1日付で当社の飲食事業を、2020年8月7日付で設立した株式会社鳥貴族分割準備会社（同日付で「株式会社鳥貴族」に商号変更）に承継させる吸収分割を行ったため、同社を当連結会計年度より重要な子会社を含めております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、わが国においても緊急事態宣言が発令され、今後の新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明であります。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外食業界は甚大な打撃を受け、とりわけ居酒屋においては、来店客数の減少だけでなく、休業や時短営業をせざるを得ない事態に直面いたしました。しかし、居酒屋の存在価値が無くなったとは考えておらず、むしろウィズコロナにおける人との接触制限や働き方・コミュニケーションのデジタル化の進展を踏まえると、アフターコロナの時代にこそ「人と人が顔をあわせるコミュニケーションの場」「人と人がつながる場」という居酒屋ならではの存在価値が求められると考えております。

当面の間におきましては、衛生管理及び新型コロナウイルス感染症対策の徹底した実施と徹底したコスト管理による財務基盤の維持を優先し取り組むとともに、外食産業において感染症の影響を受けにくいファーストフード業態としてチキンバーガー専門店『TORIKI BURGER』のチェーン展開に注力し取り組んでまいります。また、長期的な成長のため対処すべき課題は次のとおりであります。

当社グループは、資本・人材・ノウハウ等の集中投下及び業務オペレーションの均一化等、経営の効率化に積極的に取り組む一方で、国産食材の使用・商品に最適な調理方法の開発など、品質・味へ徹底的にこだわることにより付加価値を創出し、お客様に感動していただける店舗づくりを追求してまいります。他社との差別化を図り、引き続き持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

① 内部管理体制の強化

チェーンストアとしての多店舗展開におけるリスクの管理、衛生管理のさらなる向上、コンプライアンス遵守体制の強化を重要事項とし、営業部エリアマネージャーの店舗巡回等や本部を中心とした内部統制の改善を実施してまいります。また、財務報告に関連する内部統制の強化及びアメーバ経営による経営管理システムの構築も重要課題と認識しており、必要に応じて人員の増強を図る方針であります。

② 既存店売上高の維持向上

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、弁当・コンビニエンスストア等を代表とする業界を超えた顧客獲得競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。

当社グループにおいては、ブランド力をさらに強化し既存店売上高を維持向上させるため、クオリティ(商品品質)・サービス(接客力)・クレンリネス(衛生管理)の強化を全従業員に周知徹底し、お客様満足度の向上に努めてまいります。

③ 商品力の向上

食の安全に対するお客様の意識は一層高まりつつあります。当社グループでは、国産にこだわり、産地との良好な関係を構築・維持することで、今まで以上に安全かつ良質な食材の確保に取り組んでまいります。また、お客様のニーズの変化にも迅速に対応できる商品開発や人気メニューのさらなる付加価値向上に取り組んでまいります。

④ 新規出店・投資効果の維持向上

新たな収益を確保するためには、投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。『鳥貴族』業態につきましては、関西圏、関東圏及び東海圏の3圏以外の新たな地域への出店も視野に入れ、出店初期投資額の削減、並びに、店舗運営の効率化を行うとともに、マーケティング調査の強化により当社グループが競争優位となりうる出店候補地を確保し、継続的な成長を目指します。また『TORIKI BURGER』業態につきましては、早期に店舗モデル及びビジネスモデルを確立し、投資計画の精度を高めることで投資効率の向上を目指し取り組んでまいります。

⑤ 人材の採用・教育強化

今後、当社グループの成長には、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社グループの企業理念を理解し、賛同した人材の採用を最重要課題とし、中途採用だけでなく新卒採用にも積極的に取り組んでまいります。また、外食産業に限らない経験豊富な人材の招聘等により、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指します。

人材教育に関しては各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に重要な位置づけとなる店長に対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（2021年7月31日現在）

当社グループは、「鳥貴族」の単一ブランドで、関西圏・関東圏・東海圏の3商圏に焼鳥店の店舗展開をしております。

(6) 主要な営業所、工場及び店舗 (2021年7月31日現在)

① 当社

本	社	大阪府
---	---	-----

② 子会社

・株式会社鳥貴族

本	社	大阪府
工	場	大阪府
店	舗	大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、滋賀県、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、和歌山県、茨城県

(7) 使用人の状況 (2021年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
830 (1,446) 名	—

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載していません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	△806名	39.1歳	8.8年

(注) 前事業年度末と比べ、使用人数が806名減少しており、主な理由は2021年2月1日付で持株会社体制へ移行したためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年7月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,000,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,333,600千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	1,772,485千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	333,360千円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	23,364千円
株 式 会 社 高 知 銀 行	20,000千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	20,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年7月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,847,200株
- ② 発行済株式の総数 11,622,300株
- ③ 株主数 14,053名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 倉 忠 司	2,720,000株	23.40%
株 式 会 社 大 倉 忠	1,200,000株	10.32%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 □)	831,900株	7.16%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	384,800株	3.31%
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	260,000株	2.24%
中 西 卓 己	180,553株	1.55%
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	180,000株	1.55%
鳥 貴 族 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 従 業 員 持 株 会	153,100株	1.32%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	120,000株	1.03%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 □ 5)	101,800株	0.88%

- (注) 1. 当社は、自己株式を64株保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は「株式給付信託 (BBT) 」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が当社株式34,700株を保有しておりますが、自己株式に含めておりません。
3. 持株数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた株数を記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年7月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大倉忠司	株式会社鳥貴族 取締役会長
専務取締役	中西卓己	鳥貴族事業管掌
常務取締役	青木繁則	経営管理部・総務部・購買部管掌
取締役	道下聡	兼 経営企画室室長 経営企画室担当
取締役	山下陽	兼 理念推進室室長 理念推進室・人財部担当
取締役	清宮俊之	ランプ株式会社 代表取締役CEO 株式会社リカバリー 社外取締役 株式会社挽肉と米 代表取締役 オイシイズ株式会社 代表取締役社長 株式会社UNAKEN 代表取締役社長
取締役	佐々木節夫	Sectage合同会社 代表社員
常勤監査役	原田雅彦	株式会社鳥貴族 監査役
監査役	石井義人	石井義人法律事務所 代表
監査役	疋田実	疋田公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役のうち、清宮俊之氏及び佐々木節夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、石井義人氏及び疋田実氏は社外監査役であります。
3. 監査役石井義人氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役疋田実氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役清宮俊之氏及び佐々木節夫氏並びに監査役石井義人氏及び疋田実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について填補対象とするものであり、契約期間の満了時に同内容での更新を予定しております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決めております。取締役の個人別の報酬等の決定は、当社は企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮し適切な水準を定めることを基本とし、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や責任の大きさ、業界水準等を総合的に勘案のうえ、独立社外取締役の出席する取締役会で決定しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、役位毎にその役割に応じた報酬及び前事業年度の業績に基づき決定する報酬からなる基本報酬と、業績達成状況に応じて決定する業績連動型株式報酬で構成します。

社外取締役は経営を監督する立場であるためガバナンス面より、業績連動型株式報酬の対象外とし、基本報酬として、過去の経験・実績・経営環境等を勘案し決定します。

監査役の報酬については、高い独立性の観点から固定金額としております。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動型株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	140,970千円 (10,320)	140,970千円 (10,320)	－ (－)	7名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	28,410 (10,320)	28,410 (10,320)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	169,380 (20,640)	169,380 (20,640)	－ (－)	10 (4)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年10月30日開催の第27期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。

また、上記報酬限度額とは別枠で、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬を3事業年度当たり合計36,000ポイントを上限として設定する内容（取締役に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。）を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、5名であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2011年10月21日開催の第25期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 清宮 俊之氏

ランプ株式会社の代表取締役CEO、株式会社リカバリーの社外取締役、株式会社挽肉と米の代表取締役、オイシーズ株式会社の代表取締役社長、株式会社UNAKENの代表取締役社長を兼務しております。

なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

・ 佐々木 節夫氏

Sectage合同会社の代表社員を兼務しております。

なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。

・ 石井 義人氏

石井義人法律事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と同法律事務所との間には特別な関係はありません。

・ 疋田 実氏

疋田公認会計士事務所の代表を兼務しております。

なお、当社と同会計士事務所との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 清 宮 俊 之	当事業年度に開催の取締役会18回のうち18回出席し、企業経営や外食産業に関する国内外での豊富な知識・経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
取締役 佐 々 木 節 夫	当事業年度に開催の取締役会18回のうち18回出席し、アメーバ経営をはじめとする企業経営に関する豊富な知識・経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役 石 井 義 人	当事業年度に開催の取締役会18回のうち18回、監査役会19回のうち19回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。
監査役 疋 田 実	当事業年度に開催の取締役会18回のうち18回、監査役会19回のうち19回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「グループ」もしくは「グループ会社」という。）の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) グループ会社の取締役及び使用人（以下「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、グループ共通の「企業理念」を制定し、当社の代表取締役はこれをグループ会社の役職員に周知し、法令遵守及び、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。グループ会社の役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。

(b) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行に関し報告を受ける。

(c) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、当社に社長直轄の監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、監査部は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(d) 当社の総務部をグループコンプライアンスの統括部署として、組織横断的に構成されたコンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育研修体制を構築するとともに、食品衛生法・金融商品取引法・会社法等をはじめとする諸法令等に対するグループ全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報に関して、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理を行う。

(b) 文書管理部署を各社に設置し、監査役または監査役を補助する使用人の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、グループのリスクを適切に認識し、損失発生の未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定する。

- (b) 当社の総務部をグループリスク管理の統括部署として、組織横断的に構成されたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有等に関する様々な活動を行うと共に、リスク管理研修等の社内啓蒙活動への助言・指導を行う。
 - (c) 組織横断的リスクのグループ全体の対応は当社の総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。
 - (d) グループにおいて重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (b) 取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、代表取締役社長は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。
 - (c) 職務権限規程や業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
 - (d) グループにおける法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社に内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
- ⑤ グループ会社における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めたグループ会社管理規程を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。また、子会社に対してもこれを遵守させ、企業集団として理念及び統制環境の統一に努めるものとする。
 - (b) 当社の監査役は必要に応じて、グループ会社の業務状況等を調査する。また、当社の内部監査担当部門は、当社各部門の内部監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施または統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制及びその適正な運用状況について監視、指導する。

- (c)グループ会社におけるグループ間取引は、会計原則・税法その他の規範に基づき適正に行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a)監査役が、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、常設ないし臨時で人員を配置する。
- (b)監査役の職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (c)監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
- (d)監査役の職務を補助すべき使用人に任命された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制、その他の当社監査役への報告に関する体制
- (a)グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみではなく、当社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。
- (b)監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること、必要な書類の閲覧を行うことができる。
- (c)グループ会社は、当社監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないものとし、適切に運用する。また、内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。内部通報制度の所管部門は、内部通報制度の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に当社監査役に報告を行う。
- (d)グループ会社の役職員は、いつでも当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社の代表取締役、会計監査人および内部監査担当部門は、当社監査役会または監査役とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - (b) 監査役は、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要な会議または委員会に出席し、重要な報告を受け、意見を述べるができるものとする。
 - (c) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。
 - (d) 当社は、当社監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
グループ会社は、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく断固として排除する姿勢を示し、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とする。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
組織横断的に構成されるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスに係るリスクの洗い出しや改善措置についての検討等を行いました。従業員に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響で、役員と全店長が集まる店長会議や役員と本部社員が集まる社員会議の場での実施ができなかったため、動画配信等を通じて啓蒙するほか、社内掲示物や社内報などを用いて法令遵守への啓発・教育を行うほか、監査部にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。また、内部通報窓口についても全従業員に対して周知しており、有効に運用しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会及び重要な会議・委員会の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ全体の損失の危険に関して、当社の総務部が中心となり組織横断的にリスクの監視及び全社的対応を行っております。また、グループ全体の所管業務に付随するリスク管理は随時当該部門が行っております。また、業務上重要なリスクに関してはリスク管理委員会にて洗い出しや改善措置等を検討いたしました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当事業年度は、取締役会を18回開催し、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について決議し、取締役から職務の執行状況について報告を受けました。なお、取締役会開催にあたっては、開催日までに議題及び関連資料を配布しております。また、監査役会は19回開催し、取締役の職務の執行を監査しました。その他の重要事項は社内規程に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告されています。
- ⑤ グループ会社における業務の適正を確保するための体制
監査役及び監査部は、年次の監査計画を定めて監査を実施しており、グループ全体の業務の状況等の把握に努めております。監査部による監査の結果については、代表取締役及び監査役へ適宜報告する体制が取られている他、当社及び子会社の監査役・監査部で構成されるグループ監査会議が四半期に一度開催されております。グループ会社における内部統制及び各種業務の運用状況等の監査報告がなされ、制定されたグループ会社管理規程及び各種規程等に基づいた管理・運営がなされている事を確認しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を常設しております。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、独立性及び監査役会の指示の実効性確保に努めております。

- ⑦ 取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制、その他の当社監査役への報告に関する体制
- 監査役は、監査役会、取締役会、その他の重要な会議を通じ、業務執行取締役や部門長等から重要事実の報告を受けています。また、会議の場だけでなく、報告すべき重要事実が生じた場合には適宜報告を受けるとともに、必要に応じて使用人に対し説明を求め、必要な書類の閲覧を行っております。また、当該報告を行った者や内部通報を行った者が不当な取り扱いを受けないことを規定し、社内で周知するとともに適切に運用しています。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役からその職務の執行について生ずる費用等に関して償還等の請求を受けた際には、速やかに当該費用を処理しております。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役会には監査役全員が、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会等の重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。当事業年度においても、開催された重要な会議にて、課題やリスクについての認識共有を行い、代表取締役及び監査部並びに会計監査人との定期的な意見交換会を実施し、監査役の視点から適宜問題提起等を行っております。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- グループ会社は、反社会的勢力への該当の有無を事前に調査し、継続取引先に対しても定期的に同様の調査を行うなど、反社会的勢力との一切の関係を断絶するという基本方針のもと、反社会的勢力の排除に向けた取組みを徹底しております。

連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	8,011,465	【流動負債】	4,221,469
現金及び預金	4,713,681	1年内返済予定の長期借入金	1,316,680
売掛金	161,407	買掛金	348,294
たな卸資産	83,783	リース債務	215,255
未収入金	2,649,936	未払金	628,945
その他	402,657	未払法人税等	181,304
【固定資産】	8,823,196	前受収益	919,013
(有形固定資産)	5,599,391	賞与引当金	290,192
建物	12,664,088	株主優待引当金	43,344
減価償却累計額及び減損損失累計額	△7,412,177	その他	278,441
建物(純額)	5,251,911	【固定負債】	7,392,046
リース資産	2,689,006	長期借入金	6,186,129
減価償却累計額及び減損損失累計額	△2,478,422	リース債務	67,890
リース資産(純額)	210,584	役員株式給付引当金	10,662
その他	807,591	退職給付に係る負債	40,366
減価償却累計額及び減損損失累計額	△672,315	資産除去債務	1,085,996
その他(純額)	135,276	その他	1,000
建設仮勘定	1,620	負債合計	11,613,515
(無形固定資産)	40,758	(純資産の部)	
ソフトウェア	34,874	【株主資本】	5,200,838
その他	5,884	資本金	1,491,829
(投資その他の資産)	3,183,045	資本剰余金	1,481,829
投資有価証券	500	利益剰余金	2,317,127
関係会社株式	10,000	自己株式	△89,947
差入保証金	1,565,224	【その他の包括利益累計額】	20,307
繰延税金資産	1,398,543	退職給付に係る調整累計額	20,307
その他	208,777	純資産合計	5,221,145
資産合計	16,834,661	負債・純資産合計	16,834,661

連結損益計算書

(2020年 8 月 1 日から
2021年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		15,590,862
売上原価		4,806,158
売上総利益		10,784,704
販売費及び一般管理費		15,447,377
営業損失 (△)		△4,662,673
営業外収益		
受取利息	17	
助成金収入	4,181,731	
受取清算金	199,833	
その他	29,862	4,411,445
営業外費用		
支払利息	50,145	
その他	13,492	63,638
経常損失 (△)		△314,866
特別利益		
固定資産売却益	189	
移転補償金	53,141	53,330
特別損失		
固定資産除却損	42,598	
減損	276,646	
その他	14,640	333,885
税引前当期純損失 (△)		△595,421
法人税、住民税及び事業税		181,306
法人税等調整額		△310,307
当期純損失 (△)		△466,421
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△466,421

連結株主資本等変動計算書

(2020年 8 月 1 日から
2021年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益 累 計 額		純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合 計	
当 期 首 残 高	1,491,829	1,481,829	2,783,548	△89,947	5,667,259	37,189	37,189	5,704,449
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△466,421		△466,421			△466,421
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						△16,881	△16,881	△16,881
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△466,421	-	△466,421	△16,881	△16,881	△483,303
当 期 末 残 高	1,491,829	1,481,829	2,317,127	△89,947	5,200,838	20,307	20,307	5,221,145

貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[5,026,963]	【流動負債】	[1,291,473]
現金及び預金	4,196,710	1年内返済予定の長期借入金	916,768
預 け 金	3,758	未 払 金	243,114
前 払 費 用	250,180	設 備 関 係 未 払 金	112
未 収 入 金	488,199	未 払 費 用	862
そ の 他	88,115	未 払 法 人 税 等	41,451
【固定資産】	[8,345,425]	未 払 消 費 税 等	36,468
(有形固定資産)	(5,357,816)	預 り 金	5,390
建 物	12,563,240	株 主 優 待 引 当 金	43,344
減価償却累計額及び減損損失累計額	△7,214,324	資 産 除 去 債 務	3,095
建 物 (純 額)	5,348,915	そ の 他	865
工 具、器 具 及 び 備 品	85,804	【固定負債】	[6,994,468]
減価償却累計額及び減損損失累計額	△76,903	長 期 借 入 金	5,919,081
工 具、器 具 及 び 備 品 (純額)	8,900	役 員 株 式 給 付 引 当 金	10,662
(無形固定資産)	(30,876)	資 産 除 去 債 務	1,064,724
ソ フ ト ウ ェ ア	24,992	負 債 合 計	8,285,941
そ の 他	5,884	(純資産の部)	
(投資その他の資産)	(2,956,732)	【株主資本】	[5,086,447]
投 資 有 価 証 券	500	資 本 金	1,491,829
関 係 会 社 株 式	17,136	資 本 剰 余 金	1,481,829
長 期 前 払 費 用	63,937	資 本 準 備 金	1,481,829
差 入 保 証 金	1,541,763	利 益 剰 余 金	2,202,736
繰 延 税 金 資 産	1,327,688	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,202,736
そ の 他	5,706	繰 越 利 益 剰 余 金	2,202,736
資 産 合 計	13,372,389	自 己 株 式	△89,947
		純 資 産 合 計	5,086,447
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,372,389

損益計算書

(2020年 8月 1日から
2021年 7月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		10,831,252
営業収益		2,092,667
売上高及び営業収益合計		12,923,920
売上原価		3,284,508
売上総利益		9,639,412
販売費及び一般管理費用		8,765,080
営業費用		2,078,719
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		10,843,799
営業損失 (△)		△1,204,387
営業外収益		
受取利息	10	
保険解約返戻金	7,805	
受取保険金	6,178	
助成金収入	349,891	
受取清算金	199,833	
その他	4,100	567,819
営業外費用		
支払利息	43,004	
その他	13,046	56,050
経常損失 (△)		△692,618
特別利益		
固定資産売却益	189	
移転補償金	53,141	53,330
特別損失		
固定資産除却損	40,986	
減損	73,115	
その他	14,596	128,698
税引前当期純損失 (△)		△767,987
法人税、住民税及び事業税	41,452	
法人税等調整額	△228,627	△187,174
当期純損失 (△)		△580,812

株主資本等変動計算書

(2020年 8 月 1 日から
2021年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	2,783,548	2,783,548	△89,947	5,667,259	5,667,259
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								
当期純損失				△580,812	△580,812		△580,812	△580,812
自己株式の取得								
当期変動額合計	-	-	-	△580,812	△580,812	-	△580,812	△580,812
当 期 末 残 高	1,491,829	1,481,829	1,481,829	2,202,736	2,202,736	△89,947	5,086,447	5,086,447

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月16日

株式会社鳥貴族ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河 野 匡 伸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥貴族ホールディングスの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥貴族ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月16日

株式会社鳥貴族ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河 野 匡 伸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥貴族ホールディングスの2020年8月1日から2021年7月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査基本計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査基本計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

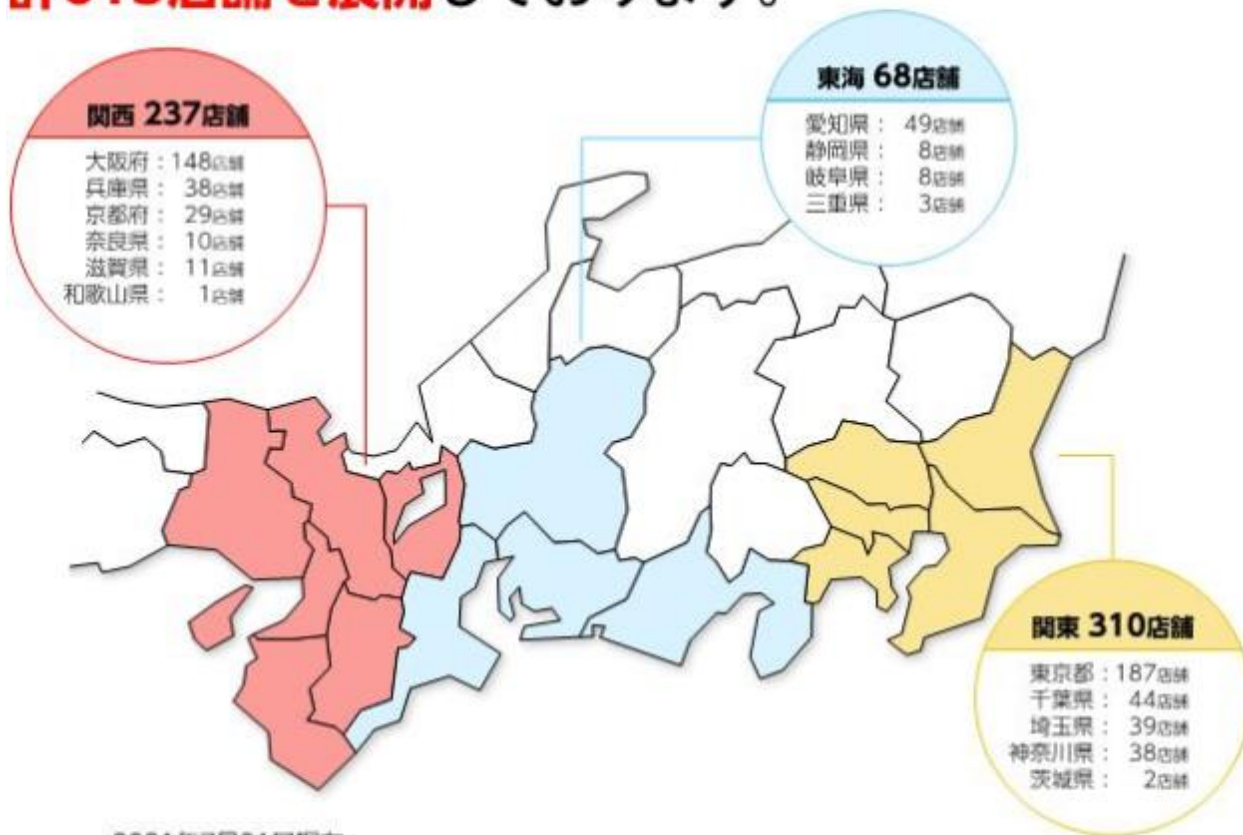
2021年9月20日

株式会社鳥貴族ホールディングス
監 査 役 会
常勤監査役 原 田 雅 彦 ㊟
社外監査役 石 井 義 人 ㊟
社外監査役 足 田 実 ㊟

以 上

店舗展開

関西・関東・東海の3エリアに、直営・TCC店舗、
計615店舗を展開しております。



2021年7月31日現在

	関西	関東	東海	計
直営	91	224	68	383
TCC	146	86	0	232
計	237	310	68	615

(注) TCC：鳥貴族カムロードチェーン

新型コロナウイルス感染症への対応

鳥貴族では、主に以下のような対策を講じたうえで、店舗営業を行っています



- ・ 就業前検温と体調不良時の欠勤
- ・ マスク着用の徹底
- ・ 更衣室の3密回避
- ・ 1時間毎の衛生的手洗い
- ・ 掛け声の自粛
- ・ お客様へのアルコール消毒のお願い
- ・ 大声で会話されているお客様への注意喚起
- ・ 釣銭トレイ上での金銭授受
- ・ 会計後の手指や釣銭トレイの消毒 etc.



Point!!

焼き鳥屋である鳥貴族はもともと煙が多いお店です。

そのため、換気設備も充実していて、お店は常に換気しています。



- ・店内入り口へのアルコール設置
- ・店内換気の実施
- ・手の触れやすい箇所のアルコールによる拭き上げ
（客席周り、ドアノブ、タッチパネル、メニュー）
（レジ周り、エレベーターボタン、薬味容器等）
- ・対面レジ、カウンター、座席間等への仕切り設置
- ・店内BGMの音量削減
- ・テーブルセット（取り皿、箸等）の個別配膳
- ・ジェットタオルの使用禁止
- ・喫煙ブースの人数制限
- ・ウェイティング・会計時の混雑回避
- ・コロナ追跡システムの実施
- ・自治体発行の感染対策防止ステッカーの取得と掲示 etc.

<店内の様子>



レジまわり
(アルコール、間仕切りの設置など)

客席

店内掲示

株主総会会場ご案内図

会場

ホテル エルセラーン大阪 5階 エルセラーンホール 大阪市北区堂島一丁目5番25号



交通

- JR「大阪駅」(徒歩約10分)
- JR東西線「北新地駅」(徒歩約5分)
- 阪神「大阪梅田駅」(徒歩約10分)
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」(徒歩5分)
- 京阪中之島線「渡辺橋駅」(徒歩5分)

ご留意事項

- ご来場者様用の駐車場はご用意しておりません。
ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。
あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

